別表]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]					
1	金属加工機械		圧延機械	(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)		
			製管機械			
		/\	ベンディングマシン	(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)		
			液圧プレス	(矯正プレスを除く。)		
		ホ	機械プレス	(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)		
		^	せん断機	(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)		
		۲	鍛造機			
		チ	ワイヤーフォーミングマシン			
		IJ	ブラスト	(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)		
		ヌ	タンブラー			
		ル	切断機	(といしを用いるものに限る。)		
2	空気圧縮機及び送風機			(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)		
3	土石用又は鉱物用の破砕	:機、	摩砕機、ふるい及び分級機	(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)		
4	織機			(原動機を用いるものに限る。)		
5	建設用資材製造機械	イ	コンクリートプラント	(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る。)		
			アスファルトプラント	(混練機の混練重量が200kgキログラム以上のものに限る。)		
6	穀物用製粉機			(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)		
7	木材加工機械	イ	ドラムバーカー			
			チッパー	(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)		
		/\	砕木機			
		Ξ	帯のこ盤	(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)		
		ホ	丸のこ盤	(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)		
		^	かんな盤	(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)		
8	抄紙機					
9	1 11 1111111			(原動機を用いるものに限る。)		
10	- 17 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13					
11	鋳型造型機			(ジョルト式のものに限る。)		

別表第2(騒令第2条関係): 【特定建設作業】

- くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用 する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
 - びよう打機を使用する作業
- さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る L地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限 る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混 練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリー トプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除 き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
- トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するも のを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
- ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除 き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

振動規制法施行令

制定 S51. 10. 22政令280号 H14. 12. 26政令397号 最終改正

即表第1/振令第1条 第3条関係): 【特定施設】

	表1(振节第1条、第3		特正他設」	
1	金属加工機械	イ 液圧プⅠ	ノス	(矯正プレスを除く。)
		□ 機械プレ	ノス	
		ハせん断模	幾	(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)
		二 鍛造機		
		木 ワイヤー	フォーミングマシン	(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)
2	圧縮機			(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕	機、摩砕機、	ふるい及び分級機	(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機			(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン			(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)
	並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械			(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
6	木材加工機械	イ ドラムノ	バーカー	
		ローチッパー	-	(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
7	印刷機械			(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出
				力が30kW以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機			
10	鋳型造型機			(ジョルト式のものに限る。)

- 別表第2(振令第2条関係): 【特定建設作業】
 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打く い抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
 - 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に 係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

制定 S47. 12. 21規則28号 最終改正 H16. 2. 24規則4号

別表第1(市条例規則第3条関係): 【(1)ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設】

	第1(市条例規則第3条関係): 【(1)ばい煙、粉じん及び	'悪!	えに係る特定施設】
番号	特定施設の種類		W. U.S. W. S. S.
1	食料品製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		
			粉砕施設
		ウ	たん白質分解施設
	繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)の		
	用に供する施設であつて、次に掲げるもの	\langle	漂白施設
		ウ	植毛施設
		Н	製綿施設
3	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加		
	工品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		
			くん蒸施設
			漂白施設
			切断施設
			粉砕施設
			研削施設
1	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であ		グラビア印刷施設
4	つて、次に掲げるもの		金属板印刷施設
	化学工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		· 反応施設
l o	ルナエ未り用に戻りる旭畝でめつて、 外に拘けるもの	1	及心他設 精製施設
			抽出施設
			電解施設
			重合施設
			蒸発濃縮施設
			乾燥施設
			焙焼施設
			粉砕施設
			造粒施設
			混合施設
			分解施設
			合成施設
			蒸留施設
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げる	ア	加硫施設
	も の	イ	混練施設
7	窯業又は土石製品製造の用に供する施設であつて、次に	ア	粉砕施設
	掲げるもの	イ	混合施設
		ウ	溶融施設
			焼成施設
			乾燥施設
			研摩施設
			選別施設
			粉体用コンベヤー施設
8	鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の		
	用に供する施設であつて、次に掲げるもの		溶融めつき施設
	7111-100		電気めつき施設
			酸洗施設
			取びたが エツチング施設
			吹付塗装施設
			乾燥焼付施設
			粉砕施設
			配合施設
			電解施設
			精練施設
			研摩施設 (4.2)
\vdash	Was the a think like a trial till a set than the		粉体用コンベヤー施設
9	その他の製造等の用に供する施設であつて、次に掲げる		
	もの		乾燥焼付施設
			電気めつき施設
		エ	貝がらの粉砕施設
			鶏ふんの乾燥施設
		_	

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設、同条第6項に規定する 一般粉じん発生施設及び同条第7項に規定する特定粉じん発生施設
- 2 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物

制定 S47. 12. 21規則28号 最終改正 H16. 2. 24規則4号

別表第1(市条例規則第3条関係): 【(2)騒音に係る特定施設】

おりまして			<u>系):【(2)騒音に係る特定施設</u>	
			施設の種類	
中国	1	金属加工機械	ア圧延機械	(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
中国			イ 製管機械	
				(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
2 接続 アレス フォール フォール フェール フ			エ液圧プレス	(Mysika vicinalism of to this state of the s
カービル耐機				
全部登場				(シャールングラシン 原動機の定枚出力が2.75 kWV kのものに限る)
クリフィーフォーミングマシン ケ プラスト コ グンプラー サ・製紙機 ス 高速度切所機 セ 1 運動機 ク 将電機 ク 将電機 ク 将電機 (原動機の定格出力が1.5 k W以上のものに限る。) 2 圧縮機 (原動機の定格出力が3.7 5 k W以上のものに限る。) 3 透風機 ア 上右用又は飲物用の破碎 (原動機の定格出力が3.7 5 k W以上のものに限る。) 4 粉砕機 ア 接機 感染を多み、原動機の定格出力が3.7 5 k W以上のものに限る。) 5 繊維機械 ア 接機 (原動機の定格出力が3.7 5 k W以上のものに限る。) 6 建設用資材製造機械 ア 1 シングリートブラント イアスフアルトブラント イアスファルトブラント イアスファルトブラント イアスクーー イチッパー ウ 的本機 エ 帯のこ盤				(ント タンクマンン。 原動機のだ竹田月から. 13 k 以上のものに取る。)
ケープラスト コタンプラー サ 製紙機 2 医解機 2 と野村機				
コータンプラー サー製金機 シ製が機 シ製が機 シ製が機 シ製が機 シ製が機 シ製が機 シ製が機 シ製が機 シ製が機 シリ型削艦 ケーター				
中・製金機 2 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型				
上 ・				
文 高速度切断機 セ 平削盤 ア 四動機の定格出力が1.5 k W以上のものに限る。)				
世 平和度			シ巣釘機	
2 圧縮機 子自動やすり目立機 原動機の定格出力が1.5 k W以上のものに限る。) 1 接風機 子自動やすり目立機 原動機の定格出力が3.75 k W以上のものに限る。) 排風機を含み、原動機の定格出力が3.75 k W以上のものに限る。) 排風機を含み、原動機の定格出力が3.75 k W以上のものに限る。) 排風機を含み、原動機の定格出力が3.75 k W以上のものに限る。) 子の他の用に供する粉砕機 破砕機及び摩砕機を含む。) 原動機を用いるものに限る。) が譲機 「対抗機機 「対抗機機 「アンファルトプラント 「アンファルトプラント 「アンファル・アンアル・アント 「アンファル・アント 「アンファル・アント 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 対紙機 「京動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京動機 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京動機 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京動機 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京動機 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京山機構 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京山機構 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 「京山機 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 「京山機 「原動機の定格出力の合計が7.5 k W以上のものに限る。) 「京山機 「原動機 「京 k W以上のものに限る。) 「京 球機 「原動機 「京 k W以上のものに限る。) 「定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「京 球機 「京 k W 以上のものに限る。) 「京 球 W 以上のものに限る。)			ス高速度切断機	
2 圧縮機 子自動やすり目立機 原動機の定格出力が1.5 k W以上のものに限る。) 1 接風機 子自動やすり目立機 原動機の定格出力が3.75 k W以上のものに限る。) 排風機を含み、原動機の定格出力が3.75 k W以上のものに限る。) 排風機を含み、原動機の定格出力が3.75 k W以上のものに限る。) 排風機を含み、原動機の定格出力が3.75 k W以上のものに限る。) 子の他の用に供する粉砕機 破砕機及び摩砕機を含む。) 原動機を用いるものに限る。) が譲機 「対抗機機 「対抗機機 「アンファルトプラント 「アンファルトプラント 「アンファル・アンアル・アント 「アンファル・アント 「アンファル・アント 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 対紙機 「京動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京動機 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京動機 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京動機 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京動機 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京山機構 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 京山機構 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 「京山機 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 「京山機 「原動機の定格出力の合計が7.5 k W以上のものに限る。) 「京山機 「原動機 「京 k W以上のものに限る。) 「京 球機 「原動機 「京 k W以上のものに限る。) 「定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「京 球機 「京 k W 以上のものに限る。) 「京 球 W 以上のものに限る。)			セー平削盤	
タ・河摩機				
子 自動やすり目立機				
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本				(原動機の定格出力が1.5kWU.Lのものに限ろ)
3 送風機	9	下縮 機	[/ [H 29/ \ / / H 25/100]	
4 粉砕機				
機、摩砕機、ふるい及び分級			マリーエ用フは金輪用の砂布	「APPANIX C ロット、「小男川Xxvノに竹山ノル・3・13 K W火工vノもvノに収る。)
イ食品加工用粉砕機	4	7万1年1茂		
ウ その他の用に供する粉砕機 (破砕機及び摩砕機を含む。)				
5 繊維機械				
イ 紡績機械				
6 建設用資材製造機械 ア コンクリートプラント イ アスフアルトプラント イ チッパー ウ 砕木機 (原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 本 丸のこ盤 (原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) かんな盤 (原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) かんな盤 (原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) の 合成樹脂用射出成形機 (原動機を用いるものに限る。) 11	5	繊維機械		(原動機を用いるものに限る。)
本			イ 紡績機械	
6 建設用資材製造機械 アコンクリートプラント イプスフアルトプラント 7 木材加工機械 アドラムバーカー イチツバー ウ 砕木機 (原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 2 工帯のこ盤 力 かんな盤 (原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 8 抄紙機 (原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 9 印刷機械 (原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 10 合成樹脂用射出成形機 (原動機を用いるものに限る。) 11 鋳型造型機 (原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 12 ニューマチツクハンマー 13 ロール機 (重動使用量が毎時15リツトル以上のものに限る。) 14 自動製びん機 (原動機の定格出力の合計が7.5 k W以上のものに限る。) 15 ドラムかん洗浄機 (原動機の定格出力の合計が7.5 k W以上のものに限る。) 16 ロータリーキルン (原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 17 大井走行クレーン (原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 20 集じん装置 (原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 21 冷凍機 (定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 22 原動機として使用されるものを除く。) (定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付ご輸車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の			ウに編組機	
イ			工!撚糸機	
イ	6	建設用資材製造機械		
****			-	
イ チツパー ウ 森木機 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) オ 九のこ盤 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) オ 九のこ盤 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) かんな盤 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 「原動機を用いるものに限る。) 「原動機を用いるものに限る。) 「原動機を用いるものに限る。) 「原動機を用いるものに限る。) 「原動機で格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が0.75 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力の合計が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力の合計が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力の合計が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。) 「原動機ので格出力が7.5 k WJLのものに限る。)	7	木材加工機械		
ウ 砕木機	1 ' 1	7147771111170		
本 帯の こ盤				
オリスのこ盤				() () () () () () () () () ()
おかんな盤				
8 抄紙機 (原動機を用いるものに限る。) 10 合成樹脂用射出成形機 (原動機を用いるものに限る。) 11 鋳型造型機 (12 ニューマチツクハンマー 13 ロール機 (14 自動製びん機 15 ドラムかん洗浄機 (16 ロータリーキルン 17 コルゲートマシン (重油使用量が毎時15リツトル以上のものに限る。) 18 重油バーナー (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。) 19 差行クレーン (ア 大井走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。) 20 集じん装置 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 21 冷凍機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 22 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の				
9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)10 合成樹脂用射出成形機(原動機を用いるものに限る。)11 鋳型造型機(国・ル機12 ニューマチツクハンマー(国動製びん機15 ドラムかん洗浄機(重油使用量が毎時15リツトル以上のものに限る。)16 ロータリーキルン(工力・トマシン18 重油バーナー(原動機の定格出力の合計が7.5kw以上のものに限る。)19 走行クレーンア【天井走行クレーンイ上門型走行クレーン(原動機の定格出力の合計が7.5kw以上のものに限る。)20 集じん装置(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)21 冷凍機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)22 原動機(船)又は車両等の原動機として使用されるものを除く。)アデイーゼルエンジン(定格出力が7.5kw以上のものに限る。)23 クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75kw以上のものに限る。)24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の		L.I. ort ISI	ガーかんな盛	(原動機の定格出力か0.75kW以上のものに限る。)
10 合成樹脂用射出成形機 11 鋳型造型機 12 ニューマチツクハンマー 13 ロール機 14 自動製びん機 15 ドラムかん洗浄機 16 ロータリーキルン 17 コルゲートマシン 18 重油バーナー (重油使用量が毎時15リツトル以上のものに限る。) 19 走行クレーン ア 天井走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5k W以上のものに限る。) 20 集じん装置 (原動機の定格出力が7.5k W以上のものに限る。) 21 冷凍機 (原動機の定格出力が7.5k W以上のものに限る。) 22 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) (定格出力が7.5k W以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75k W以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の				
11 鋳型造型機 12 ニューマチツクハンマー 13 ロール機 14 自動製びん機 15 ドラムかん洗浄機 16 ロータリーキルン 17 コルゲートマシン 18 重油バーナー (重油使用量が毎時15リツトル以上のものに限る。) 19 走行クレーン ア 天井走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。) 20 集じん装置 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 21 冷凍機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 22 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) ア デイーゼルエンジン (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の				(原動機を用いるものに限る。)
12 ニューマチツクハンマー				
13				
14 自動製びん機 15 ドラムかん洗浄機 16 ロータリーキルン 17 コルゲートマシン 18 重油バーナー (重油使用量が毎時15リツトル以上のものに限る。) 19 走行クレーン ア 天井走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。) 20 集じん装置 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 21 冷凍機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 22 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) ア デイーゼルエンジン (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の	12	ニユーマチツクハンマー		
15 ドラムかん洗浄機 16 ロータリーキルン 17 コルゲートマシン 18 重油バーナー (重油使用量が毎時15リツトル以上のものに限る。) 19 走行クレーン ア 天井走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。) 20 集じん装置 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 21 冷凍機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 22 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) イガソリンエンジン (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の				
15 ドラムかん洗浄機 16 ロータリーキルン 17 コルゲートマシン 18 重油バーナー (重油使用量が毎時15リツトル以上のものに限る。) 19 走行クレーン ア 天井走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。) 20 集じん装置 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 21 冷凍機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 22 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) イガソリンエンジン (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の	14	自動製びん機		
16ロータリーキルン17コルゲートマシン18重油バーナー19走行クレーン20集じん装置21冷凍機22原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。)25イ ガソリンエンジン26(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)27(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)28(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)29(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)20(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)21(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)22クーリングタワー23クーリングタワー24営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の				
17 コルゲートマシン 18 重油バーナー (重油使用量が毎時15リツトル以上のものに限る。) 19 走行クレーン ア 天井走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。) 20 集じん装置 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 21 冷凍機 (原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) ア デイーゼルエンジン (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の				
18 重油バーナー (重油使用量が毎時15リツトル以上のものに限る。) 19 走行クレーン ア 天井走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。) 20 集じん装置 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 21 冷凍機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 22 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) ア デイーゼルエンジン (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の				
19 走行クレーン ア 天井走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。) 20 集じん装置 21 冷凍機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 22 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) ア デイーゼルエンジン (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の				(重油使用量が毎時15リツトル以上のものに限み)
20 集じん装置 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。) 21 冷凍機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 22 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) アデイーゼルエンジン (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の			ア! 天共未行カレーン	
20 集じん装置 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 21 冷凍機 (原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) アデイーゼルエンジン (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の	19	KEII / V		
21 冷凍機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 22 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) アデイーゼルエンジン (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の	0.0	生じ / 壮学	1 円空疋11 2 レーン	
22				/屋利機の台板山上が見られてして、 2 の) - 四マー)
原動機として使用されるも のを除く。)				
のを除く。) イ ガソリンエンジン (定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) 24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の			アーデイーゼルエンジン	(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
23 クーリングタワー				
24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の		いを除く。丿	イ ガソリンエンジン	(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の			 _	
24 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車の	23	クーリングタワー		(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。)
			れる原動機付二輪車(道路交通洗	

備考次に掲げる施設は除く。

- 1 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に 規定する特定施設
- 2 電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物
- 4 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設

制定 S47. 12. 21規則28号 最終改正 H16. 2. 24規則4号

別表第1(市条例規則第3条関係): 【(3)振動に係る特定施設】

			<u> </u>		
番号					
1	金属加工機械	アー圧延機械	(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)		
		イ製管機械			
		ウ 液圧プレス			
		エ機械プレス			
		オーせん断機	(シヤーリングマシン。原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)		
		カ 鍛造機			
		キーワイヤーフオミングマシン			
	圧縮機及び送風機		(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)		
3	粉砕機(原動機の定格出	ア 土石用又は鉱物用の破砕			
	力が3.75kW以上のもの	機, 摩砕機, ふるい及び分級			
	に限る。)	イ!食品加工用粉砕機			
		ウーその他の用に供する粉砕機	(破砕機及び摩砕機を含む。)		
4	織機		(原動機を用いるものに限る。)		
5	コンクリート製品製造	アコンクリートブロツクマシン	(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)		
	機械	イ コンクリート管製造機械及	(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)		
		びコンクリート柱製造機械			
6	木材加工機械	アードラムバーカー			
		イ チッパー			
7	印刷機械		(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)		
8	ゴム練用又は合成樹脂練	見用のロール機	(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が		
			30 k W以上のものに限る。)		
9	合成樹脂用射出成型機				
10	鋳型造型機		(ジョルト式のものに限る。)		
11	冷凍機	_	(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)		
/	V/ V I EL . 10 I LL = E EA				

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に 規定する特定施設
- 2 電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

別表第1(市条例規則第3条関係): 【(4)地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定施設】

番号 特定施設の種類 1 井戸(動力を用いて地下水を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計)が6平方センチメートルを超えるもの)

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 温泉法(昭和23年法律第125号)第9条第1項の規定により許可を受けた動力装置
- 2 河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用される河川の同法第6条第1項に規定する河川区域に設置 される施設
- 3 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項に規定する指定地域内に設置される井戸
- 4 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第4条第1項の指定地域内に設置される 揚水設備
- 5 千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)第38条第1項第1号に規定する指定地域内に設置される 同項第3号に規定する揚水施設
- 6 消火の用のみに供する施設
- 7 建設作業その他臨時的な用に供する施設であつて、市長が認めたもの